平成２２年（フ）第９１号
青森県弘前市大字大町１丁目19番地６　津川ハイツＡ－１号
債務者　菊地　晃美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
青森県北津軽郡中泊町大字小泊字砂山1084番地１
債務者　藪田　珠紀
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１２４５４号
東京都世田谷区桜丘２丁目27－７　第二アスナロビル403
債務者　成富　正英
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４８１号
東京都世田谷区大蔵５丁目５－８
債務者　河合　　優
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６６号
相模原市南区大野台３丁目38番10号
債務者　山本　祐一
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３８９号
静岡県浜松市南区本郷町1361番地の２、前住所静岡県浜松市中区北寺島町401番地の１
債務者　小出　忠弘
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２５３７号
東京都練馬区上石神井４丁目21－１－210
債務者　山崎　　優（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２号
沖縄県うるま市与那城西原1032番地１　幸喜アパート202号、住民票上の住所沖縄県うるま市勝連内間2420番地
債務者　多和田裕也
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１６２号
静岡市清水区蒲原東295番地
債務者　宮田　利男
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６３号
静岡市清水区蒲原東295番地
債務者　宮田　雅江
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１５号
静岡県藤枝市藤岡３丁目820番地の12
債務者　村松三佐男
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１６号
静岡県藤枝市藤岡３丁目820番地の12
債務者　村松　幸広
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５６号
静岡県焼津市一色727番地　コメットＳ102号室
債務者　増田　雄大
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５９号
広島県福山市東陽台２丁目29番２号　フォックスレイクⅡ202、前住所広島県福山市清水ケ丘24番11号　ファミール清水ヶ丘201
債務者　矢田由里子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１３９号
静岡県静岡市清水区元城町６番41号　ムクゲマンション８号、旧住所静岡県静岡市清水区追分３丁目４番31号
債務者　若林　裕司
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部